

コーポレートガバナンス・コードの概要

油 布 志 行

目 次

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. はじめに | 5. 本コード（原案）の特徴 |
| 2. 経緯等 | 6. 本コード（原案）の適用 |
| 3. 本コード（原案）の意義・目的 | 7. 本コード（原案）の将来の見直し |
| 4. 本コード（原案）の構成 | 8. 終わりに |

政府の成長戦略である『日本再興戦略』改訂2014」を踏まえ、金融庁・東京証券取引所を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」は、本年3月5日に「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」を確定し、公表した。

これを受けて、各金融証券取引所において、本コード原案をその内容とする『コーポレートガバナンス・コード』が制定され、本年6月1日より適用が開始された。

本コード原案は、企業が適切なリスクテイクによって収益力・資本効率等を高め、持続的に企業価値を向上させる際の説明責任の履行に資するような「攻めのガバナンス」の実現を目指すものである。

本コード原案においては、その適用の実効性を確保する観点から、法令のようなルールベース・アプローチではなく、プリンシプルベース・アプローチ（原則主義）とコンプライ・オア・エクスプレイン（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法が採用されている。

本稿では、本コード原案の趣旨・精神について幅広い関係者からの理解をいただくに当たり、その一助となることを期待し、本コード原案の意義等について解説を試みることにしたい。

1. はじめに

平成27年3月5日、金融庁および東京証券取引所に設置された「コーポレートガバナンス・コ

ードの策定に関する有識者会議」（座長・池尾和人慶應義塾大学経済学部教授。以下「本有識者会議」という）において、「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企



油布 志行（ゆふ もとゆき）

金融庁総務企画局参事官。東京大学法学部卒業、コロンビア大学MIA（国際関係論修士）。1989年大蔵省入省、2004～08年OECDに派遣され、「OECDコーポレートガバナンス原則」を所管する部局において、アジア新興市場国等を対象に、ガバナンス改善に向けた啓発・支援プロジェクトを担当。12年金融庁総合政策室長。内閣官房参事官（日本経済再生総合事務局）を兼任し、いわゆる「三本目の矢」（成長戦略）の策定作業に参画したほか、NISAの導入を担当。13年より金融庁企業開示課長。企業開示・会計制度等を担当しつつ、「日本版スチュワードシップ・コード」、「コーポレートガバナンス・コード」の策定に当たり、有識者会議の事務局を務めた。15年より現職。